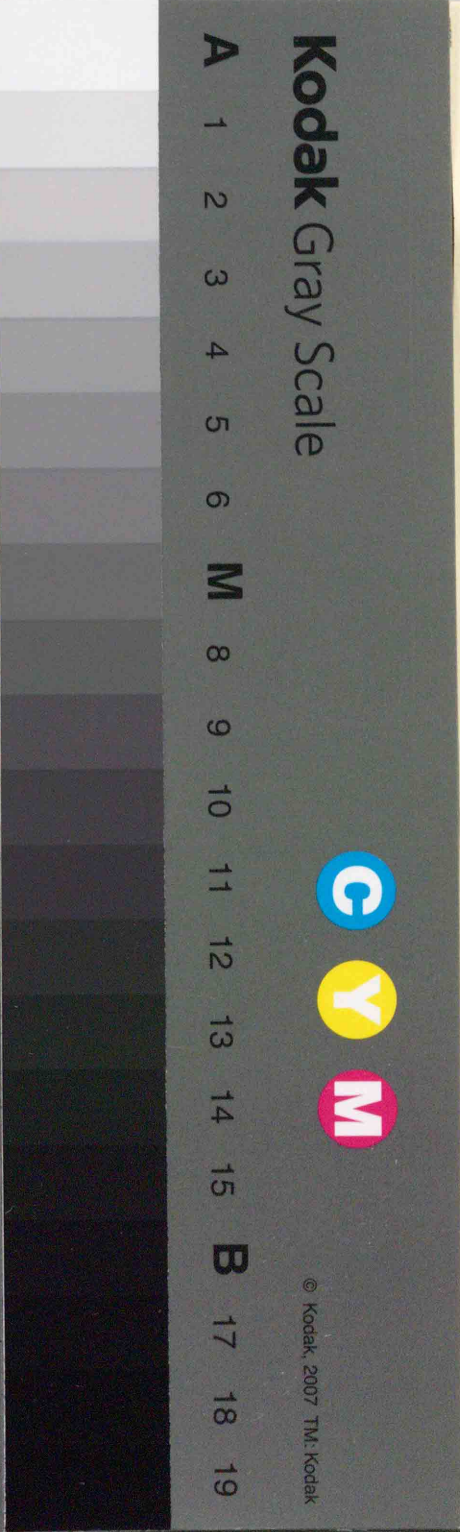
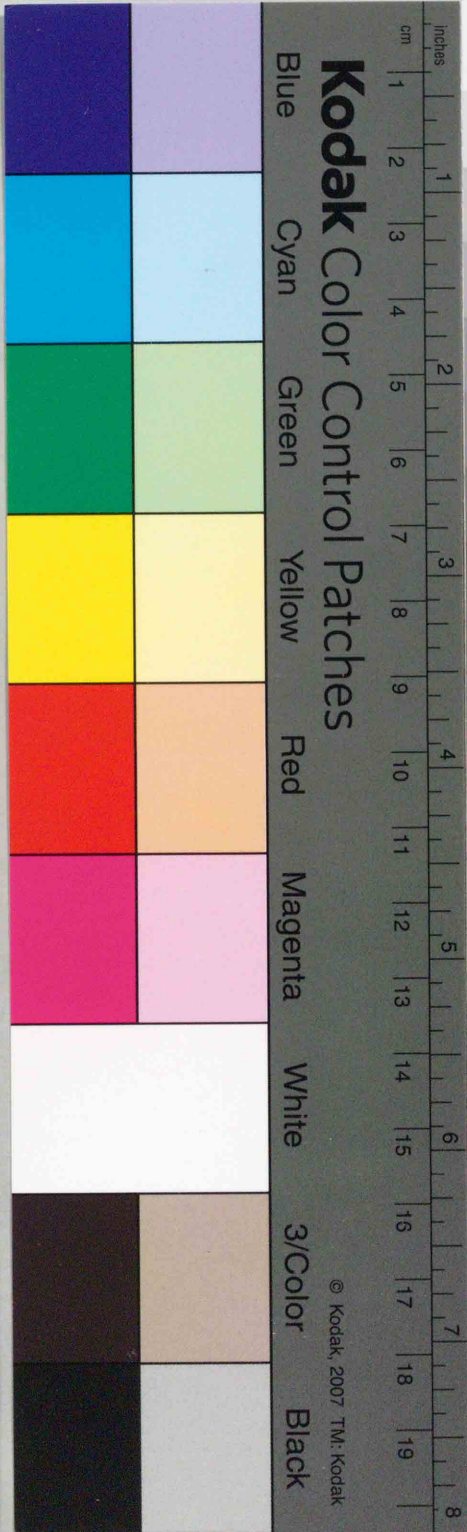
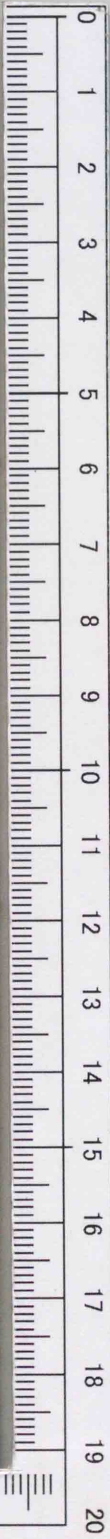




女子修身訓 卷二



40575

教科書文庫

4
110
42-1938
0.1304 49295

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



日六月二十年三十和昭
濟定檢省部文
用科身修校學女等高
用科身修校學業實

昭和新女子修身訓

文學博士小西重直著 四年制用

永澤金港堂發兌

資料室
中央図書館

375.9
K014

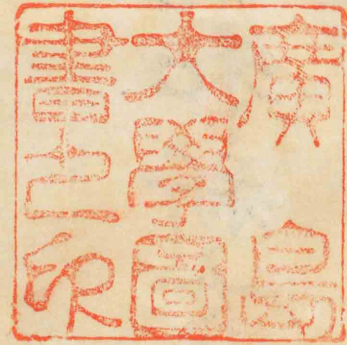
広島大学図書

0130449295





畫壁館畫繪念記德聖 (民 臣 六) 啓幸行式兵觀布發法憲



人生の危期

天壤無窮の神勅

豊^{とよ}葦^{あし}原^{はら}の千^ち五^い百^は秋^{あき}の瑞^{みづ}穂^ほの國^{くに}は是^{こゝ}れ吾^{われ}が子^こ孫^{そん}の王^{きみ}たるべ
き地^ちなり。宜^{よろ}しく爾^{いまし}皇^{すめ}孫^{みま}就^ゆきて治^ちせ。行^ま矣^き。實^{あつ}祚^{ひつ}の隆^{たか}え
まさんこと當^{まさ}に天^{あめ}壤^{つち}と窮^{きは}りなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚
ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣
民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博
愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレ
ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ
朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ
足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘ
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト

俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其
ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク
其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤
ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益
更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信
惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘ
シ

抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシ
テ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク
斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シ
テ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民
其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御 璽

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振
作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留
メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大

綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申
ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵
養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著
レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ
思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セ
ムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振
作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在
ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ

責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セス
シテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

昭和十四年
五月二十二日

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セ
ムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實
ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ
廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索
ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラ
ズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ
振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

昭和女子修身訓 四年用制卷二目次

第一課 我が國體……………一

一 國體の精華……………二

二 皇統の無窮……………三

三 君臣の關係……………七

第二課 皇祖皇宗……………七

一 御歷代天皇の御政治……………二

二 御歷代天皇の御修養……………三

三 御歷代天皇の御仁心……………七

第三課 天皇……………三

一 皇統の神聖……………二

二 皇位の繼承……………三

三 今上天皇陛下の聖德……………三

第四課 皇室……………一九

一 皇后陛下の御德……………二

二 皇太后陛下の御德……………三

三 皇室に關する敬語……………一九

第五課 敬神崇祖……………二五

一 敬神の由來……………二

二 皇室の御祭祀……………三

三 神社と祭祀……………二五

第六課 臣民……………三〇

第七課 忠君愛國……………三六

一 君臣一體……………二

二 君國一體……………三

三 忠君と愛國の一致……………四

第八課 我が家……………四五

一 我が國の家の特色……………二

二 相續……………三

三 家門の繁榮……………四

第九課 祖先……………五〇

一 祖先の精神……………二

二 祖先の恩……………三

三 家族制度の國……………四

第十課 親子……………五五

一 親子の關係……………二

二 親の恩……………三

三 孝行の方法(一)……………四

四 孝行の方法(二)……………五

第十一課 忠孝一致……………六四

一 忠孝の一致……………二

二 忠孝一致の理由……………三

三 大義親を滅す……………四

四 總合家族制……………五

第十二課 兄弟と親族……………七〇

第十三課 敬老の美德……………七七

一 兄弟の緣……………二

二 協力一致……………三

三 親族の交り……………四

一 祖父母への孝養……………二

二 我が老人より他の老人へ……………三

三 老人を敬へ……………四

第十四課 從順……………八二

一 從順の德……………二

二 從順と卑屈……………三

三 不從順の原因……………四

第十五課 報恩……………八六

一 四恩……………二

二 報謝の心を大にせよ……………三

三 報恩の道……………四

第十六課 明朗な心……………九四

一 心の疵……………二

二 恥づべき事と恥づべからざる事……………三

三 羨み妬むな……………四

四 今日の事は今日の中に……………五

五 無益の心配をするな……………六

第十七課 時の尊重……………一〇一

一 少年老い易し……………二

二 時は生命の一部……………三

三 善は急げ……………四

四 集會約束等……………五

第十八課 公德心……………一〇六

一 幼稚な公徳心 二 公徳の發達せざる理由 三 權利の濫用

第十九課 戊 申 詔書(一)……………一三

一 國力の發展 二 日露戰役後の國情 三 戊申詔書御下賜

第二十課 戊 申 詔書(二)……………二五

一 世界の大勢 二 國運發展の道

三 皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡

目次 終



昭和女子修身訓 四年制用 卷二

文學博士 小西重直 著

第一課 我が國體

國體の精華

皇統の無窮

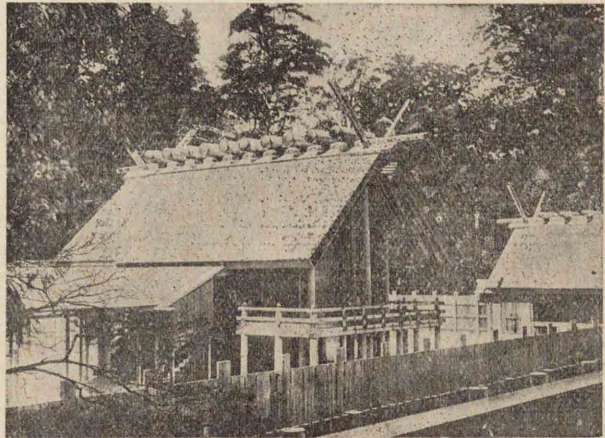
一 世界に國は多い。いづれの國も一國を形づくる限り、それ〴〵他の國にまぎれぬ國體を持つてゐるはずである。中にも我が國は世界萬國に類例がない目出度い國體を備へて居る。我々はこれを誇とし喜とすると共に、永遠にこれを擁護しなければならぬ。

二 我が國體は帝國憲法第一條に

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

と明記されてあるが、これは實に神代の昔、皇祖天照大神が御孫瓊杵尊に三種の神器を授け、天壤無窮の神勅を宣はせられたことに基づくのである。永遠に動きなき我が國體の基礎はこゝに定り、萬世一系の天皇が皇國を治め給ふこともこの時から確定した。かくて瓊杵尊は神器を奉じ、多くの神

神を従へて日向に下り給ひ、その後その御曾孫神武天



皇大神宮

皇は大和の橿原に宮殿を營み即位の大禮を擧げさせられた。それから二千六百年の長い年月を經過してゐるが、皇運は年々に榮え給ひ、國運は歲々に進歩して來たのである。

君臣の關係

三 臣民の數は無數であるが、古來三つに大別する。

第一は皇室から別れた家々である。第二は神代の昔、我が國を肇め給ふ時に輔け奉つた神々の子孫である。この二つは共に皇室と本來密接な關係があり、皇室を畏くも國民の總本家とあがめて仕へ奉つた。第三は諸外國から皇化を慕ひ奉つて歸化した人々の子孫である。この人々はもとは血統を異にした民族であるが前二者に劣らず、忠君愛國の道に勵んだ。その中に

は坂上田村麻呂や最澄の如き、忠臣偉人も出て、長い年代を経る間には皆よく融合して、國民全體が一大家族のやうになつてしまつた。

かく皇室は國民の總本家であらせられ、國家は皇室を中心として肇められたのであるから、皇室は他の氏氏と區別し給ふ必要がないので、氏を有せられない。

他國では元來國民の中に伍したものが、或は君主となり、大統領となつたので、もとの朝鮮王室李氏や支那漢の王室劉氏のやうに、必ず氏を有つてゐる。廣い世界に氏を有せられぬのは我が皇室だけである。

されば我が國の君臣關係は諸外國で往々見られるやうな冷かなものではない。外國では多くは法令的

皇室と國民の關係

威壓的である。我が國では皇室は本來血統關係ある總本家にましますから、君民の間は非常に圓滿親密であつて、義は君臣であつても、情は父子の親しみがある。天皇は畏れ多くも一家の長の如き位置に立たせられ、臣民を赤子の如く愛撫し給ひ、國民は天皇を慈父のやうにお慕ひ申し、しかも臣民の本分を十分に守つてゐる。

従つて我が國民は古來皇室に對し奉つて頗る忠義であり、君臣の分は少しも紊れなかつた。大國主命は惡神を征伐し、人民をなづけて出雲地方を廣く治められたが、天照大神は我が國を悉く皇孫の治め給ふべき國とお定めになつたので、大神が御使を以て、その國土

を献上するやうに諭さしめられた時は、命は直ちに謹んで勅命に従はれた。長年月の間には臣下の間に争が屢、起つたけれども、未だかつて累を皇位に及ぼし奉つたことはない。蘇我蝦夷父子や道鏡の如き、おほけなき望を起したのも一二はあつたが、すぐ國民から排斥され、いづれも罪せられた。この尊い國體を守護し、皇運を扶翼し奉ることは我々日本人の最大の誇であり、務である。

明治天皇御製

うけつぎて守るもうれし千早ぶる

神のさだめしうらやすの國。

第二課 皇祖 皇宗

御歴代天皇の御政治

國家
人民
主権者
統治者

一 天照大神は神鏡を皇孫に授け給ふに當り、此れの鏡は専ら我が御魂として吾が前を拜くが如いつきまつれ。と仰せられた。よつて御歴代天皇は神鏡を天照大神の神靈代とし、神劍神璽と共に、宮中に奉安せられた。その後崇神天皇の御代に至り、神代を去ることが遠いので、神威を汚さんことを恐れ給ひ、神鏡を大和笠縫に奉遷し、神劍を添へて祀らしめられた。この時新たに神鏡と神劍の御うつしを造らしめ、神代から傳へられた神璽と共に宮中に留めて永く皇位の御しるしとせられた。中にも神鏡は宮中の賢所に奉安して

大神の御膝下にましますが如く仕へ給ふのである。ついで垂仁天皇の御時、皇女倭姫命は勅を奉じてこれを伊勢の五十鈴川のほとりに奉遷せられ、皇大神宮はこゝに創められた。御歴代天皇が神宮と賢所を崇敬し給ふことは頗る篤くましまし、萬づの政は皇祖天照大神の大御心を以て大本とせられることは申すまでもない。神武天皇が東遷せられたのも、崇神天皇が四道將軍を派遣せられたのも、皆天照大神の御精神を恢弘し給ふ有難い思召からであつた。今も毎年政始の御儀には先づ神宮のことにつき、内閣總理大臣の上奏を聽し召される。また明治天皇は次の御製を以て、天照大神の大御心を繼がせ給ふ聖旨を詠せさせ給うた。

かみつよの聖のみよのあとゝめて

わが葦原の國はをさめむ。

おごそかにたもたざらめや神代より

うけつぎ來たるうらやすの國。

御歴代天皇の御修養

二 御歴代天皇が天照大神の御精神を承繼し給ふ

爲には、文武二道にわたつて御みづから一方ならぬ御修養を積ませ給ひ、夜を日についで御修徳に大御心を盡させられる。文武天皇は御製の詩を以て

朕常に夙夜に念ふ 何を以てか拙心を匡さん、

猶往古を師とせざれば 何ぞ元首の望を救はん。

と仰せられ、後三條天皇は大儒大江匡房を師として御勉學あらせられた。また應神天皇は皇太子菟道稚郎

子皇子の御爲に百濟の學者を侍講とせられ、花園天皇は皇太子の御爲に御懇切な御訓誡の書を製し給うた。御歴代天皇はこのやうに御みづから御修養に努めさせられるのみならず、天下の人民が皆悉く道をはげみ、徳を積むやうに常に勧めさせられたことは、私共が夙に、明治天皇が御下賜になつた教育に關する勅語の中で、日夜拜誦してゐることである。

三 御歴代天皇は常に國政にいそしみ給ひ、萬民が安穩に生活し、各、その志を遂げ、才能を發揚し、かつ上下力を協せ、心を一つにして國家の爲に盡し、忠義の道を勵み、天下の泰平を致さんことを望ませ給ふのである。その御精勵のほどは、雄略天皇が御遺詔に、

御歴代天皇の御仁心の御仁心

筋力精神一時に勞竭きぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せんと欲するのみ。

と宣ひ、後醍醐天皇が

世治まり民やすかれといのるこそ

わが身につきぬ思なりけれ。

と詠せられた。後奈良天皇の御代に天變地異が續き、悪疫が流行し、慘死するものが多かつた時、天皇は忝くも御みづから般若心經を寫して醍醐三寶院の義堯僧正をして疫病のやむやうに祈らしめられ、その心經の終には、

今茲天下大いに疫し、萬民多く死亡に陥つ。朕民

後奈良天皇
皇宸筆
般若心經

般若心經
 今茲天下大度ヲ民多ク死ニ服為
 氏心切徳不能覆其自痛焉竊寫般若
 心經一卷於金宇使義堯僧正供養之
 庶幾瘳為疾病之妙藥矣
 于時天文九年六月十七日

の父母として徳覆ふ能はず甚だ自ら痛む。竊かに般若心經一卷を金字に寫し義堯僧正をしてこれを供養せしむ。庶幾はくは疾病の妙藥とならんことを。

と書添へられた。御歴代天皇の御仁惠はまことに有難い極みである。明治天皇の御製にも照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草のうへはいかにと。と仰せられた。帝國臣民たるもの誰れか御仁惠の廣

皇統の神聖

大なことに感泣しないものがあらうか。

第三課 天皇

一 御歴代の天皇は皇祖天照大神の御直系にあらせられ、大神の神勅を奉じて、皇國を統治あらせられる。代々の日本人は天皇を現人神と仰ぎ忠誠を盡し奉つた。例へば柿本人麻呂は

皇は神にしませば天雲の

雷の上にいほりするかも。

と詠じ奉つた。このやうに古來天皇を神と詠じ奉つた歌が頗る多い。吉田兼好が「徒然草」の中で皇統の尊嚴を讚歎して帝の御位はいともかしこし竹の園生の

末葉まで人間の種ならぬぞやんことなき。と述べ、北畠親房も「神皇正統記」で窮あるべからざるは我が國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて尊び奉るべきは日嗣を受け給ふ皇になんおはします。と頌し奉つた。憲法第三條に

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

とあるのも、この旨を明かにしたものである。

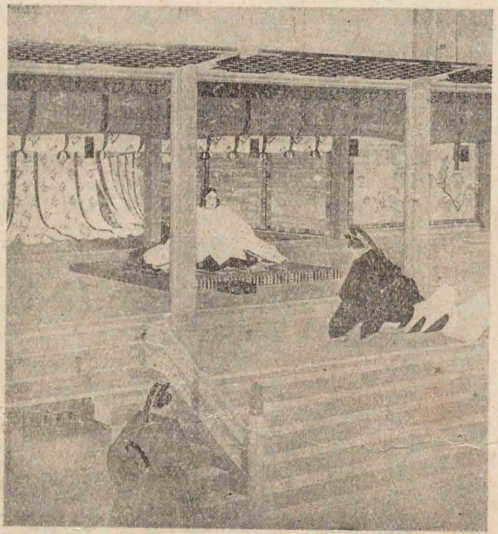
皇位の繼承

二 皇位は一日も曠しくすることが出来ないから、天皇が崩じ給ふ時は皇嗣がすぐ踐祚し給ひ、三種の神器を承繼し給ふのである。昔は天皇が崩御にならな

いでも御意志によつて東宮に皇位を譲られることがあつたが、今後は讓位は絶対に行はれないのである。

昔は踐祚の翌年に年號を改められるのが、普通であり、

明治天皇踐祚式



また御一代の間に何度も改元せられたが、今後は踐祚と同時に改元せられ、かつ御一代中一元と定められてある。一年の諒闇が終つた後、秋の好季に京都に於て即位の大禮と大嘗祭とを行はせられる。皇位を繼承し給ふのは、皇統の男系の御男子に限る。昔は稀に女帝が皇位を繼承されることもあつたが、今日は許されてない。皇位を繼承し給ふ御順位は皇室典範に詳しく規定してある。

今上天皇陛下の聖徳

三 今上天皇陛下は大正天皇の第一皇子にましまし、明治三十四年四月二十九日御降誕あらせられ、御名を裕仁と申し奉る。大正五年御年十六で立太子の禮を擧げさせられた。御幼少の御時より御孝心が深くましまし、陛下がまだ芝高輪の東宮御所に居させられた頃、御所の裏に菜園を設けられ、御参内の折には豫め御みづから畑に下り給ひ、御父母陛下の好ませ給ふ野菜を選ばせられ、これを屢御献上になつた。

今上天皇陛下は學習院を經、東宮御學問所で多くの學者を召して御學問にいそしみ給うたが、大正十年歐洲列國の元首を御訪ねになつて國交を惇うせられ、また各國の文化を御視察になつて御見聞を廣めさせら

れた。その頃大正天皇は御不例に渡らせられたので、今上天皇陛下は深く御心を惱まさせられ、度々御見舞になつて、ねんごろに御慰めになつた。同年十一月大正天皇は皇太子を攝政に任ぜられ、ひたすら御養生になつたのであるが、同十五年十二月葉山御用邸で御病が俄に重らせ給うた。この時今上天皇陛下は日夜幾度となく御参殿になり、親しく御看護あらせられた。同月二十五日大正天皇が崩御になつたので、御悲痛を忍んで今上天皇陛下は踐祚あらせられ、年號を昭和と改められた。ついで昭和三年十一月十日京都御所で即位の大禮を行はせられ、同十四日夕より十五日曉へかけて大嘗祭を行はせられた。

天皇陛下は政治に御勵みになるのみならず、御仁徳があつくましますので、我々臣民は國運がいやましに榮える目出度き御代に逢ひ奉る喜と共に、御惠の到らぬ限のない有難さに感泣せざるを得ないのである。

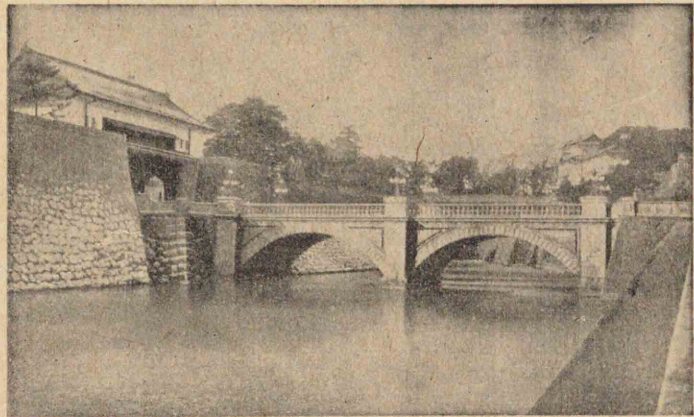
天皇陛下は風水害その他の變災がある時は非常に下の安否を御心にかけて給ひ、或は侍従を遣して狀況を調査せしめられ、或は御内帑金を御下賜になつて罹災者を救濟・慰問せしめられる。中にも大正十二年の關東の大震災の折には、畏くも御みづから被害の狀況を御巡視遊ばされ、焦土の中の遭難者の實狀をば御覽になつて、その災厄を御憐愍になつたことさへあつた。

第四課 皇 室

皇后陛下の御徳

一 皇后陛下は久邇宮邦彦王の第一王女にましまし、御名を良子と申し奉る。明治三十六年三月六日御誕生、大正十三年御年二十二で皇太子妃とならせられ、昭和元年十二月二十五日皇后とならせられた。御内助の功が多くあらせられることは申すまでもなく、御幼少より頗る規則正しく御學問・御運動を行はせられ、決して日課を變ぜられなかつた。また仁愛の御徳が深くあらせられ、大正の大震災火災の折は越後の赤倉に御滞在中であつたが、遭難者の慘狀にいたく御同情を注がせられ、衣服の材料を取寄せられ、御手づからこれ

宮城



を衣服に仕立てて遭難者に分與せしめられた。また御孝心深くましまし久邇宮家にあらせられた時は、御兩親に對し、御やさしく御事へになつたが、御成婚後、大正天皇の御病の重らせられた時、天皇陛下と共に御見舞あらせられ、そのまま葉山に止つて皇太后陛下と共に親しく御看護あらせられた。かく御徳高き皇后陛下を戴き奉る日本國民はまことに幸福と言はねばならぬ。

皇太后陛下の御徳

二 皇太后陛下は公爵九條道孝の第四女におはし、御名を節子と申し奉る。明治十七年六月二十五日御誕生になり、同三十三年御成婚、皇太子妃とならせられ、大正元年七月三十日皇后とならせられ、昭和元年十二月二十五日皇太后となり給うたのである。皇太后陛下も御徳高くおはしまし、國民が皆景仰し奉るところである。御幼少の頃より御學業に頗る御熱心であらせられ、かつ平素の御生活は御質素であらせられ、華族女學校御在學の頃、御服裝なども至つて地味なものを召させられ、少しも華美な風がおはさなかつた。大震災の折は陛下は日光御用邸にあらせられたが、慘害の甚だしいのにいたく御心痛あらせられ、畏くも御み

づから焼跡を御巡視になつて救恤事業を御督勵になつた。

大とのをたゞく霰あられの音にしも

かり屋の夜の寒さをぞ思ふ。

といふ御歌は大震災後の市民のわびしい生活を思ひやらせ給うたものである。大正天皇に事へて御淑徳は頗る高くあらせられ、御病氣に御誠意を盡して御看護になつたことは、國民のひとしく恐懼感泣し奉る所である。

皇室に関する敬語

三 我が國は君臣の分が儼として紊れないので、皇室に限つて用ひられる敬語が多い。國語では天皇をみかど或はすめらみこととも申し、漢語では至尊てんじん聖上

主上などと申し、陸海軍を統率し給ふが故に、大元帥とも申し奉る。御宮を内裏うち九重宮城といひ、また禁中きんちゆう禁裏ともいふ。御車を車駕くるま龍駕といひ、御輿を鳳輦ほうけん鸞輿らんといふ。行幸の間暫く留らせ給ふことを駐蹕ちゆうひつまたは駐輦ちゆうべんそのおはします所を行宮ぎゆう行在所といふ。御行列を儀簿ぎぼと申す。太皇太后たうかう皇太后かうかう皇后こうごう皇太子かうたうじ太子たうじ妃ひ皇太孫かうたうそん皇太孫妃かうたうそんひの御出ましを行啓ぎけい御歸りを還啓ぎけい皇族方の御出ましを御成といふ。天皇の御見聞ぎけん御思慮は叡聞ぎけん叡慮ぎけん叡感ぎけん天聽てんてい天覽てんらん聖旨せいし聖聞せいもん宸襟しんきんと申し、御身を玉體ぎんたい龍體りゅうたい御顔を天顏てんげん龍顏りゅうげん御歩を玉歩ぎんぽ御畫像を宸影しんえい御寫眞を御眞影ぎんえい御座を玉座ぎんざ出入させ給ふことを出御しゅつぎ入御にりぎ臨時りんじ

の御休息所を便殿と申し、天皇の御言葉を勅諭、上諭勅命、勅語、綸言、宣旨、御沙汰などと申す。令旨は皇族から仰出されたことをいふ。また天皇の御書を宸翰、宸筆、御作の詩歌を御製、御機嫌を天機といふ。御政務を萬機、特に夜中の御書見を乙夜の覽と申上げる。

天皇及び三后の敬稱は陛下、皇族の敬稱には殿下を用ひることは皇室典範の定である。天皇の御年齢を寶算、聖壽といひ、天皇及び三后のかくれ給ふことを崩御、皇族のかくれ給ふことを薨去といふ。天皇の生れ給ふことを降誕といふ。敬語は臣民の尊皇心の現れである。我々は注意してこれを正しく使はなければならぬ。

第五課 敬神崇祖

敬神の由來

非宗教 ↑ 神社 神道
宗教 ↓ 宗派 神道

一 我が國は神國である。それ故に國政の中で神事を最も重んぜられるのが、我が國固有の習慣である。大寶令で神祇官を諸官衙の上に置かれたのも、我が國體を本として定められたからである。順徳天皇の御撰禁秘抄の卷頭に

凡そ禁中の作法は神事を先にし、他事を後にす。且暮敬神の叡慮懈怠なし。

と記し給うたのも、まことに尊い思召である。

中にも特に天照大神は皇祖であらせられ、日本人全體の御祖先に當らせられるから、上古神武天皇が、鳥見

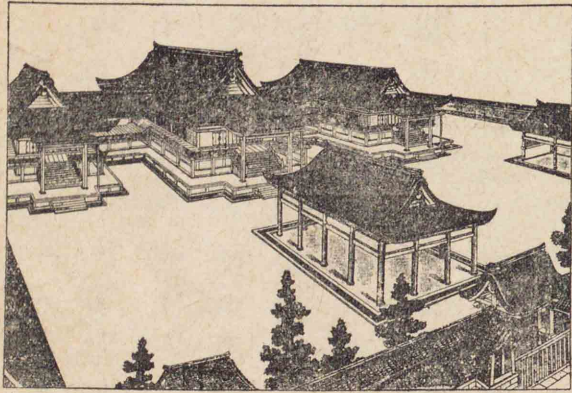
皇室の御祭祀

の山中に祭場を立てて皇祖天神を祭られ、國政の根本が祭祀にあることを示されたのも、崇神天皇が神鏡神劍を笠縫に奉遷せられたのも、天照大神の神威を畏み給うたものに外ならない。

二 されば宮中では祭祀を最も重んじ給ひ、賢所・皇靈殿・神殿の三殿の恒例並びに臨時の御祭祀はいと御おごそかに執り行はせられるのである。一月一日、早朝に伊勢の神宮を始め四方の神々を拜せられ、紀元節には宮中の三殿で御親祭あらせられ、天長節と明治節には三殿で掌典長をして御祭典を行はしめられる。また一月三日の元始祭には、年首に當り御みづから三殿で御祭典を行ひ孝敬をのべさせられ、四月三日の

カミニエノマツリ
カンサメサイ

宮中の三殿
中央は賢所、向つて
右は神殿、
左は皇靈殿
である。



神武天皇祭には、御みづから皇靈殿に於て神武天皇を祭らせられ、十二月二十五日の大正天皇祭にも御みづ

から皇靈殿で御父大正天皇を祭らせられる。神嘗祭は十月十七日、新穀を神宮へ供へられる祭典である。朝廷では豫め勅使を参向せしめて幣帛を奉らしめ、天皇陛下はその日神宮を遙拜あらせられ、かつ御みづから賢所で祭典を行はせられるのである。新嘗祭は神嘉殿で新穀を天照大神を始め多くの神々に供へて、天皇陛下御みづからも聞

し召す御祭である。御歴代の皇靈を皇靈殿で御親祭
 あらせられるのが、春分・秋分の日の春季皇靈祭・秋季皇
 靈祭であつて、なほ同じ日に神殿をも御親祭あらせら
 れるのである。

神社と祭祀

三 我が國の神社は皇祖皇宗を始め奉り、各氏の遠
 祖並びに皇運扶翼の大業に奉仕した人々の神靈をお
 祀りしてある。我々國民は生れた時に親に抱かれて、
 神社に參つてより終生常に參拜を怠らない。神社は
 その崇高な建築、清淨なる神域、森嚴なる森林によつて
 人の心を清淨、潔白ならしめるのみならず、祭神が皆君
 國の基本となる神々であるから、祭祀によつて忠君愛
 國の精神を養ふことが出来る。古代は各氏が皆その

氏の祖先を神とあがめた。後世は意味を廣めて鎮守
 の神をも氏神と稱するやうになつた。氏神の祭に於
 て氏は祖神の功を稱へ、一致團結して祖先と同じく
 君國に盡さんことを誓ひ、鎮守の祭に於て村の人々は
 同じ氏子として、國體精神を養ひ、協同和合して郷土の
 發展を圖らんことを念ずる。我が國神社の神祭はか
 く常に國家的であり、和協的である。皇祖天照大神は
 日本人全體の御祖先と仰がれ給ふのであるから、皇大
 神宮は我が神社の大中心であらせられ、國民の精神生
 活の根柢であらせられる。

明治天皇の御製には
 とこしへに民やすかれといのるなる

わがよをまもれ伊勢のおほかみ。
と詠ぜられ、今上天皇陛下の御製には

あめつちの神にぞ祈る朝風の

海の如くに波立たぬ世を。

と詠じ給うた。昔から日本人は敬神の念にあついであるが、神祇を祭る本義をよく辨へて、この御製を拜誦し奉ると、大御心の有難さが一層明瞭に感じられる。

第六課 臣 民

君臣の關係

一 我が國君臣の關係は諸外國のそれとは違つて、一家の如き親睦さがあるのは、國家の成立が違ふからである。諸外國では國民があつて、後に君主を立て或

國が成立

國土

臣民

國家の主權

は大統領を選んだのであるから、國民の方が重く、君主大統領は軽い。我が國では皇室がまづあらせられ、然る後に皇室から分れた氏、皇室と深い關係のある神々及びその子孫が皇室を中心とし、大宗家と仰いで、その徳を慕ひ集つて出來たのが我が帝國である。故に皇室があらせられると同時に國家の基礎が確立した。
「おほやけ」とは國家又は皇室を指す語であるが、大家即ち本家の意である。

我々の祖先以來代々の日本人は萬世一系の皇室を奉戴して、その御仁政に浴し奉つてゐる。家や郷里は變つても、祖先以來帝國臣民たることは變らない。日本人の中には皇化を慕つて歸化し奉つた異邦人及び

その子孫もあるが皆よく同化した。支那・西洋では屢王朝が變る。故に君臣の情誼はいかに深くても永久ではない。その君主は法令や權力で臣民を威壓しようとする。然るに我が國は永遠の關係であるから、古來君臣の關係は親和を極め、その間が君臣であつても父子の親しみがある。國法を發せられても、諸外國の如く拘束的でなく、頗る親しみの多い教訓的なものであつた。

我が國法の特色

二 古來我が國民は天皇の勅命には少しもためらふことなく、水火の中へも飛びこむほど、直往邁進、これに遵ひ奉つた。萬葉集に見える大伴家持の名歌には、大伴の 遠つ神祖かみおやの その名をば 大來目主おほきめぬしと

おひもちて 仕へし官つゝ 海行かば 水漬みづくか
ばね 山行かば 草むすかばね 大皇おほきみの 邊へに
こそ死なめ かへりみは せじと言立ことだて

と詠じてゐる。されば我が日本人は國憲國法に古來頗る從順である。その上、天皇は常に人民の安泰ならんことを念慮し給ひ、仁政を布き給ふのであるから、朝廷で定め給うた我が國の法令は常に人民を愛恤し給ふ大御心に満ちあふれてゐる。

殊に憲法はいづれの國に於ても、一國統治の根本法典であるが、諸外國のそれは人民が革命を起した結果として制定されたものか、或は人民が君主に迫つて制定されたものであつて、いづれも人民の權利の擴張を

目的としてゐる。いづれも血なまぐさき變亂の産物である。それ故君主は屢憲法を廢止し、或はこの效力

を縮小せんとし、人民は益、これを擴大せんとした。

憲法發布式



我が國の憲法は全くこれと類を異にする。我が國は古來、和協を重んじ、神代の昔既に國の大事には神々が會議を開き衆議を以て決定して居られる。明治天皇は早く萬機公論に決すべき旨を仰出されたが、臣民の康福を

増進し、その懿徳良能を發達せしめんことを御希望になり、また臣民を政治に參與せしめて、共に國家の進運を圖り給はんとの誠に忝い大御心から制定せられた欽定憲法である。憲法發布の上諭の中には次の如く、

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循

行スル所ヲ知ラシム

と宣はせられた。平和の中に君主から憲法を發布するといふことは、諸外國にはないことであつたので、我が國の憲法が臣民を愛撫し給ふ大御心から制定され、萬民感激の中に發布されたのを見て、當時西洋人が非常に驚いたのも尤もである。

遵法の精神

三 我が國現代の一切の國法は憲法を基本として、國家の秩序を維持し、國民幸福を増進する爲に制定されたものである。我々は明治天皇の有難い思召を奉戴して憲法を尊重し、これをよく遵守すると共に、これから派生して制定された一切の法律命令をもよく遵守しなければならぬ。昔は漠然習慣で行はれたこ

法
法の
解の
知は
辨

とが多いが、今日は我々の受くべき權利も守るべき義務も明細に法文で規定してある。法を守り、これに遵ふことは國民にとつて重大な道德である。權利は時には主張しなくてもよいこともあるが、義務は必ず履行しなければならぬ。しかし世の中は複雑であるから、有限な法の箇條で一切の事を網羅し盡すことは出来ぬ。だから法に定めてないことでも、法を守ると同様の精神で處理しなければならぬ。これは社會の秩序を維持し、國家組織を堅固にする所以である。もしまた法が一旦制定された後に社會状態が變じ、法が國家の進運に添はなくなり不備な點が生じたとしても、法の改正せられない限りは、依然として忠實に法

に從順でなければならぬ。

第七課 忠君愛國

君臣一體

一 我が國の國家成立は家族的であつて、諸外國のそれは征服的威壓的であるから、その間に根本的の差がある。故に我が國の君臣關係は決して征服被征服の關係でなく、權利義務の關係でもない。威壓的な權力に對する屈從關係でもない。かゝる關係は諸外國のそれには當嵌るが、我が國には當嵌らない。我が國の君臣關係は一本の樹の幹と枝との如く、一つの圓の中心と圓周との如く、不可分の關係である。諸外國では君と臣とはもと別々の相對關係にあるものである。

宗國
國民
王權者
天子

だから禪讓放伐などが行はれても、少しも不思議ではない。或事變で王朝が臣下に下り、新しい王朝に忠誠を誓つても少しも異とするに足りない。然るに我が國の君臣關係は君臣一體の關係であるから、圓の中心を離れてどこにも圓周が存立しないやうに、皇室を離れて日本人はないのである。

諸外國では王朝の變り目毎に、忠義が混亂する。周の武王が殷の紂王を滅した時、伯夷、叔齊は周に仕へるのを潔しとせず、首陽山に隠れ、食を絶つて死んだ。二人は後世聖賢と尊信された人々である。二人は殷に忠を盡したが、周から見たならば忠とは言へまい。周にも武王以下多くの聖賢が輩出したが、殷から見たら

君國一體

皆逆賊である。要するに諸外國では忠といつても不純である。純粹な忠を完全に盡し得るのは、ひとり我が日本人のみである。

二 更に我が國では皇室と國家とが一つであらせられる。臣民から言へば、忠君と愛國とが結合して、一つになつてゐる。他國では忠君と愛國とは全く別のものである。決して一つにはならぬ。何故であらうか。我が國は皇祖天照大神のお肇めになつた國である。皇室がまづあらせられ、然る後に皇室を大宗家と仰ぎ慕ひ奉る人々が、その徳化の下に統治されて我が國が成立したのである。皇室がましますからこそ、我が帝國が成立つてゐる。

忠君と愛國
の一致

君國といへば、諸外國では君主と國家との二つの名詞を並べたものであるが、我が國では大君即ち國家であつて一つである。故に古代の史書（日本書紀・續日本紀など）では、國家と書いてみかどと傍訓を附してある。これは國家と書いてあつても、西洋諸國で意味するやうな國家でなく、我が國では全く上御一人を指し奉るからである。後世まで天皇が皇太子に皇位をお譲りになることを讓國と申し、また天皇の御母后を國母（くにぼと）と申し奉つたのも、國家と天皇とが一如であらせられるからである。

三 その上支那・印度及び西洋諸國では屢國境が異動してゐるから、遠い祖先以來、同じ國家の人民であるといふことは珍しい。故に國家と國民との關係が薄

いのは當然である。然るにひとり我が國のみ肇國以來萬世一系の同じ皇室を戴いてゐるから、國家と國民との關係が頗る密であるのは言ふまでもない。どの國民でもその國を愛しないものは無からう。しかしその愛國心も祖先以來同じ精神で養成されたものではないから、我が國民の愛國心に比べて薄いといふ缺點を免れない。今はフランス領のアルサス及びロレーヌ地方は、或はドイツ領となり、或はフランス領となり、古來最も頻繁に國境の變つた地方であつた。それ故その地方民の精神は頗る複雑であつて、歐洲大戦中はまだドイツ領であつたのに、フランス軍の爲を圖つたりする者もあつた。我々日本人の愛國心はか

かる不純なものではない。この點が我が國獨特である。これは全く天壤無窮の皇室を戴き、かつ國家と國民との關係が古今を通じて一貫してゐるからである。されば我が國では天皇と國家と國民との三者が不可分の關係にあり、三つが別々に對立してゐるのではなく、渾然として融合した一つのものになつてゐる。天皇は太古よりこの方、常に、皇祖皇宗を崇敬し給ひ、祭祀を怠らせられず、萬民に率先して敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。我々臣民は皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として祖先を崇め、その忠誠の志を繼ぎ、祖先に劣らぬ忠誠の民たらんと努める。しかも我が國は皇祖天照大神がこれを肇め給ひ、御代々の天皇がこ

れを承け繼がれたのであるから、國家の繁榮を圖ることとは、皇運の御榮えの爲に奉仕することであり、天皇に忠を盡し奉ることは、即ち國を愛し國の盛運を圖ることには外ならない。忠君なくして愛國なく、愛國を離れて忠君はない。我が國ではこの二つは全く一つのものであるから、愛國を致さんとすれば必ず忠義となり、忠君を致さんとすれば常に愛國も共に致すことが出来る。

このやうな有難い國であるから、忠君愛國の道と言つても特別な困難なものがあるのではない。國民各自が常にその身分に應じて、熱心にその職分を盡すことである。政治に携はる者も、産業に従事する者も、そ

の職を全うすることが忠の道であり、愛國の道である。

○

明治天皇御製

國のため身のほどくに盡さなむ

心のすゝむ道を學びて

國をおもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にはにたつもたゝぬも。

第八課 我が家

一 勅語の中に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル」と宣せられたやうに、我々日本人は古來出でては君國に忠を盡し奉り、入り

我が國の家の特色

ては父祖に孝を致すのを務とした。我々日本人ほど、祖先を尊敬し、父母に孝を致す國民は恐らく他にない。しかも親子相親しみ、子は父母に事へて孝を勵むのみならず、遠く祖先への崇敬の情を怠らない。これを併せて、古來孝といふ。神武天皇の詔にも皇祖天神を祀り崇め給ひ、その御遺訓を弘め給ふことを孝と仰せられた。

相續

我が皇祖の靈、天より降り鑒りて朕が躬を光し助け給へり、今諸の虜ども已に平き、海内無事なり。以て天神を郊祀りて用つて大孝を申へ給ふべし。

二 我が國の家は單に親子兄弟や夫婦だけの集りを指すのではない。遠い祖先から我々の時代までの

傳統を含んだ歴史的な家である。縦に長い時を含んだ家である。従つて我が國の家は家族が休息したり楽しんだりする場所たるに止まらない。家系を連續させて、祖先の志をつぐことが大切なのである。従つて我が國では一家にとつて相續が頗る重大なことである。今日の西洋では家は夫婦を單位としてゐるので、一家の中に歴史を含ませ、家系の連續を計る必要がないから、相續と言つても、たゞ財産を授受することである。西洋の家は休息所であり、家族がお互に慰めあひ楽しみあふ場所である。

我々日本人は皇祖肇國の古へより皇室を衛り奉り、忠誠を盡して來た祖先の子孫であるから、我々はこの

志をついで祖先の行跡を全うする爲には、この家を無窮に傳へ、いつくまでも君國に忠義の道を勤めるやうに家を繼續させなければならぬ。もし實子が生れなければ我が國では養子を迎へる習慣になつてゐるのも、尤もな次第である。しかるに西洋では家督相續といふことがないのであるから、養子は殆ど行はれてゐない。

かく日本人は祖先を含んだ家を組織してゐるのであるから、同じ祖先から分れた親族や一族の仲のよいのも當然である。

家門の繁榮

三 かく我々は祖先が忠誠を盡して來た名譽を負うてゐるのであるから、我々はこの名譽を汚すことな

く、祖先に劣らぬやうに君國への道を果して家名を揚げることに重要な務である。古來我が國で「家門の譽れ」「一門の恥」などの言葉がいかにかに我々日本人の精神を鼓舞させたか。我々が立身出世して、父母の名を輝かすのが父母への大なる孝であると同様、このことはそのまゝ、祖先への大なる孝である。不幸にして一人でも不義不正を行ひ、悪事を行ふやうなことがあれば、我が身の恥たるのみならず、祖先・父母に大なる恥を與へることになるから、大なる不孝と言はなければならぬ。古へ武士が戦場に出た時に、長々と祖先以來の系圖や武功を名乗つたのも、祖先の榮譽を輝かし、かつ己れの勵みとしたものである。

その上、家は國家を組織する單位である。國家内の家がそれ〴〵よく治るならば、國の繁榮はおのづから出來上る。我々は祖先の忠誠の志を益發揚しなければならぬが、その爲には、家の中をよく治め、一家の繁榮をはかることが肝要である。

○
その國を治めんと欲する者は先づその家を齊いっしょふ。その家を齊へんと欲する者は先づその身を脩む。

(大學)

第九課 祖先

祖先の精神

一 祖先から傳へられた習慣や教訓は永く傳へら

れて、永く子孫に守られる。これを家訓家法などと呼び、成文にしたものを家憲といふこともある。家法は家の成立してある根本であり、祖先の精神がこゝに籠つてゐるのであるから、子孫たる者はこれを大いに尊重しなければならぬ。これが祖先に對する孝の一つである。昔と今とは時勢が違ふから、祖先以來の習慣であつても、徒らに一事一法を些末の點まで、そのまま守るわけにも行かないであらう。しかしながら妄りにこれを破棄すべきではない。些末の點でも妄りに破棄する時は往々根本まで破棄するやうになり、その爲に家の精神が廢れ、歴史が毀れてしまふ。世に例の多い舊家の衰亡は大抵家法を亂し、家の精神を失ふか

祖先の恩

らである。時勢の變遷によつて變改するとしても、注意して、これを行はなければならぬ。

二 その上我々の家が今日かうして安泰に存續してゐるのは、大にしては君國の恩、小にしては父祖の恩である。祖先の肉體と精神とが父母に宿り、更に我々に傳へられてゐるのであるから、我々の生命は祖先の賜物であると言つてよい。かつ我々へ祖先から傳へられた有形無形の寶が大小多少の差こそあれ、残つてゐるので、そのお蔭で我々は安樂に暮してゐる。これらの大恩を假りにも忘れては子孫として大なる不孝である。我々は祖先の遺風を顯彰すると共に、この大恩の萬分の一なりと報いるやうにしなければならぬ。

この大恩に報いるには、祖先は今現に生きてゐられないのであるから、父母に對すると同じ方法で報いることは出来ないが、精神は同じでなければならぬ。

家々に安置してある祭壇や佛壇は祖先代々の靈位が祀つてあるところである。墳墓は祖先の遺體を葬つたところである。されば、朝夕に祭壇佛壇に禮拜し、時々の墓參をも怠ることなく、年祭年忌の時が來れば、懇ろに祭事法要を營むべきであつて、親の誕生日を壽イハヒき、長命の賀宴を張るのと精神に於て變りがあるべきではない。祭典墓參を行ふに當つては、如何に表面だけ立派にしても、誠意を盡してするのでなければ虚禮にすぎない。

祖先を遠く溯る時は神祇に歸し、天照大神に歸し奉るのであるから、敬神の道を重んずることは、即ち祖先を大切にすることである。

家によつては祖先の血統の明かでないものもあるが、近い祖先は大抵明瞭である。これを系譜として書き記してない家もあらうが、或は口碑によつて語り傳へられ、或は靈位墳墓の銘文や菩提寺の過去帳の中に記録されてゐることが多いものである。系圖や墳墓の類は祖先の事蹟を傳へるものであつて、それを見れば我々は慕はしい祖先の行跡を見、事業を知ることが出来る。祖先の言行事業を知ることば子孫として祖先を尊崇する原因となり、また自ら感奮する資料となる

家族制度の國

天子の關

ものであるから、事情が許すならば我が祖先の傳記言行を録し、我が家の歴史を編んで祖先の遺徳を宣揚したり、後に遺して子孫の鑑誡としたりするのも立派な報恩の道である。

我が國はこの點で實に世界の模範となつてゐる。我が國家の内には家は多いけれども、日本人全體がすべて皆家族のやうな血縁の親しみを持つてゐる。この親睦さが、我が國の強みであり、國民道德の重要な特色である。

天皇の御

明治天皇御製

はるかにもあふがぬ日なしわが國の
しづめとたてる伊勢のかみ垣。

第十課 親 子

親子の關係

一 親子の關係は天然の血縁である。しかもこの血縁は子が生れた時に始つたものでなく、我々の肉體と精神とは遠くこれを祖先にうけて、親より我々に傳へられたものである。親子は生命の一連續であり、親は子の本源、子は親の發展であるから、その親愛の情は直接であり、濃厚であり、純の純なるものである。世に我が家ほど楽しい場所がないのも、我々が今までの十

親の恩

數年を親と共に暮して來たからである。愉快であつたことも、悲しかつたことも皆親と共に經驗した。我の今日あるは直接には大部分は父母の恩によることはいふまでもない。

二 我々は親の大恩をつゆ忘れることがなく、出來るだけの方法を以て報いなければならぬ。

江戸時代の末、米澤藩に黒井信藏といふ武士があつた。早く父を失ひ母の手一つで育てられた。母は我が子を立派な者に仕上げたいと願ひ、同藩の儒者糟谷某に托して子供の教授をして貰つた。然るに母には漢學の素養がないので、我が子の復習を指導することが出來ない。それで信藏が家を出て先生の塾へ上ると、すぐ母は子に知られぬやうに家を出て、塾の庭に入り窓の下に佇んで、先生の讀み聲を假名で筆記し

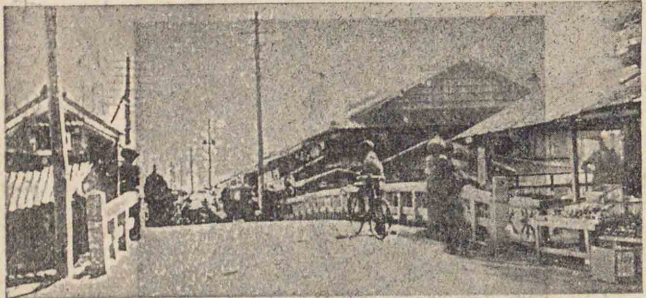
親の恩

た。さうして子供が歸るまでに家事の片手間に筆記したことを語記した。だから信藏が日々の復習に少しでも誤があると、すぐ訂正したので、信藏はちつとも油斷が出来ず、孜孜として勉強した。母の苦心は空しからず、信藏はその後藩校に入り、優秀な成績で卒業し、やがて藩の町奉行に拔擢された。我々はこの實話を特別な一例として聞流してはならぬ。親の子を愛する情の深さはいづれの家の親でも決して差はないものである。我々は次にもう一つ堀尾金助の母の愛情を禮讚しよう。

尾張熱田神宮附近にもと精進川といふのがあり、その上に架けてあつた裁斷橋には哀れな物語がある。天正十八年小田原攻の時、豊臣秀吉の部將堀尾吉晴の子金助が戦死した。その母の歎は頗る大きく、三十三回忌の供養にこの橋を架け

て、橋を通る人々に我が子の廻向を依頼せんとし、その趣旨を

舊裁斷橋
川が埋められ、
今はこの橋
なし
逸岩世俊は
金助の法名



孝行の方法

(二)

ねた時、他人から道を教へられ、かつ食を與へられたら、

漢文と和文で欄干の擬寶珠に刻んだ。和文の方は次の通りである。「てんしやう十八ねん二月十八日に、をたはらの御ちん、ほりをきん助と申す十八になりける子をたて、せてより又ふためとも見さるかなしさのあまりに、いまこのはしかける事、はの身にはらくるいともなり、そくしんしやうふつし給へ、いつかんせいしゆんと、後のよの又のちまで此かきつけを見る人、念佛申給へや、卅三年のくやう也。」

三 旅行して道に迷ひ、食を求めか

中江藤樹



いかばかり嬉しく感ずるであらう。それと同時に必ずこの恩に報いようと思ふであらう。これは勿論善い心掛であるが、それよりは遙かに大きい親の大恩をやゝもすれば忘れることがある。親の恩は海よりも深く、山よりも高い。人は親の爲には、どれほどの大なる行をしてもよいはずである。「孝は百行の本」といふのは、この大本の孝を先づ十分に盡すことが出来たら、他の事はおのづからなしうるといふ意味である。

父母の子に對する最も大きい心配は子の健康である。故に子たる者が親に孝を盡す第一歩は自分の健康をよくすることである。子供が健康であれば、親の心は先づ安心である。孝經に「身體髮膚これを受く、敢へて毀傷せざるは孝の始なり」といふ名言がある。中江藤樹はこの語を解して、我が身は自分勝手の身體ではなく、父母の身を分けて我が身に受けたのであるから、父母の遺體である。我が勝手に作つたものでも、無駄には出来ぬ。まして父母の遺體と思へば一層大切にしなければならぬと教へた。

次に親の心配は學業の成績と性行とである。健康を土臺として、學問を勵み、行を良くして、人にほめられ

る人となることが親の切なる希望である。菅原道眞が元服した後、その母が道眞の將來を祝し、次のやうな歌を作つて道眞を激励した。

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしかな。

孝經には、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯すは孝の終なり」とある。しかし、これは一朝一夕に出来ないことである。年少の頃より絶えず努力をつゞけて勉強し修養しなければ、本當に親を安心させることは出来ぬ。殊に女子は力の及ぶことは家事の手傳や家業の手助もして、父母を喜ばせるのも良い孝の道である。孝の終を全うするのは一生の任務で

孝行の方法
二二

ある。

四 身體を健康にするのも、知識性行を磨いて父母の名を輝かすのも、父母の存命中は勿論、父母の亡くなられた後までも続けなければならぬ。父母が死なれても、我が身は父母の延長であるから、父母がなほ生きて居られると考へるべきである。父母の形は一旦死なれても、我が肉體の中に生きて居られるのであるから、父母の死後も生前と同じやうに孝を盡し、身體・髮膚を大切に、して身を立て道を行ひ、名を揚げると共に、その祭祀・追善を怠つてはならぬ。

○ 明治天皇御製

たらちねの親につかへてまめなるが
人のまことの始なりけり。

第十一課 忠孝一致

忠孝の一致

一 西洋の家庭では夫婦を中心とし、我が國では親子を中心とする。西洋で子供が成長すると、親と別れ必ず別の家庭を作る。親が老衰しても往々にして孝養を怠るものがあるから、養老院が非常に發達した。我が國では肇國の昔から承け繼いだ傳統を無窮に傳へて君國に盡し奉るのが、家の本義である。故に我が國の家庭では孝を最大の徳とする。しかもこの孝と忠とが内容上一致するのが、我が國民道德の著しい特

忠孝一致の理由

色である。即ち君に忠を盡し奉る心をそのまゝ、親に盡せば孝となり、親に孝を盡す心をそのまゝ、天皇に盡し奉れば忠となる。忠孝の一致は我が國以外どこの國にも無い。

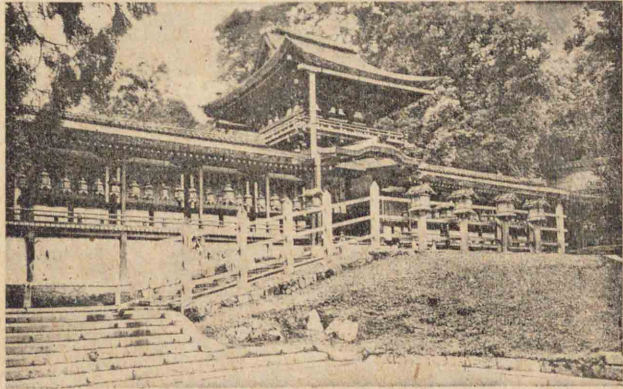
二 何故我が國にのみかゝる特色が存するのであらうか。太古我が國は皇室を中心とする少數の血族關係から成立してゐた。皇室は本家に當らせられ、分家たる臣民を支配されたのが我が國の肇りである。古來我が國では生みの親に孝を盡すことを重んずると共に、遠い祖先を崇敬して、その祭祀を絶たないことをも孝と言つて人の盡すべき大切な道と考へてゐる。よつて遠い祖先まで溯つて、特に氏の祖先を氏神と祭

つて崇拜した。畏くも天照大神を祭り奉つた伊勢の

皇大神宮は皇室の御祖神であらせられると共に、大和民族の總氏神に當らせ給ふ。藤原氏はその祖神たる天兒屋根命を河内の枚岡神社に祀り、ついで奈良の春日神社にお祀りしたのは、祖神を祀る著しい例である。

各氏の祖神は我が民族全體の總本家たる皇室から分れたものであるから、祖先に對する孝を延長・擴大すると、必ず皇祖皇宗をも祭り崇めなければならぬ。

春日神社



大義親を滅す

らぬ。皇祖皇宗を尊崇するのは言ふまでもなく忠であるが、それは同時に孝である。かつ我々が天皇に忠を盡し奉ることは我々祖先以來最も努力した道であるから、祖先の遺風を顯彰することとなり、孝となる。かく忠と孝との二つが理に於て一致するのみならず、血統の上に於ても根本が一つである。これを世に忠孝一本と言ふ。儒教では「忠臣は必ず孝子の門に出づ」と教へるが、それは單に道理の上から説かれたものである。史上に實存する事實としては、ひとり我が國に存するのみである。

三 かく我が國に於て忠と孝とはその理を一にし、根本を一にしてゐるが、もし實踐上二つが矛盾衝突す

るやうなことがないであらうか。七百數十年の昔平重盛は父清盛が後白河法皇を幽し奉らうとした時、忠ならずと欲すれば孝ならず、孝ならずと欲すれば忠ならず、進退に谷^{きぼ}つて諫めかねたが、我れは内大臣左大將であるから、叶はざらんまでも院中に參つて守護し奉るべしと言つた。一家に於ては父母は最も重いが、これは私のことである。家に比べると、皇室國家の重いことは今更説くまでもない。萬一忠と孝と併せて盡しえない場合がありとすれば、大義を以て親を滅し、義勇公に報じ奉るべきことが、我が國民の信念である。これが又正しい孝となるのである。

總合家族制

四 時代の下ると共に我が國を形成する民族團體

が次第に發展したので、最初この團體に加はつて居なかつたものも、次第に加はつて來た。これは皇室に對し奉つて血統關係を持つてゐないが、永い歴史の間には、血液上にも精神上にも、從來皇室に對して分家であつた臣民と同化したので、後世になつても依然として我が國民全體が皇室に對して分家としての秩序關係を保つて來た。故に今日に於ても我が同胞すべてが天皇を忝くも家長と仰ぐ一 가족のやうな状態を保持してゐる。これを總合家族制といふ。

かく我が國民は決して烏合の衆ではなく、親密協和なる緊密な一團體である。大いさは太古に比して非常に大きくなつたが、今猶昔のまゝに血族團體の精神

を傳承してゐる。上古雄略天皇が「義は乃ち君臣にして情は父子を兼ね」と仰せられたことが、昭和の時代にもその通りであるのみならず、永遠に變ることがないのは、何といふ目出たい且尊いことであらう。

○

人君民を養ひ、以て祖業を續ぎ、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ。君臣一體、忠孝一致はたゞ吾が國のみ然りとす。(吉田松陰、士規七則)

第十二課 兄弟と親族

兄弟の縁

一 一河の流れを共に汲み、一樹の蔭に同じく宿るさへ、前世からの深い因縁があるのだと言はれる。ま

して同じ親から生れ、同じ家で育てられ、成長したのであるから、兄弟となり、弟妹となつて、長幼の差こそあれ、兄弟はその關係がまことに深い。

幼い頃父母の膝下に戯れ、共に走り、共に遊び、共に食ひ、共に着、共に喜び、共に笑つた多年の經驗を回想せよ。世の中に回想は色々あるが、これほど無邪氣なこれほど楽しい回想があらうか。成長後色々の都合で別々に生活するが、事ある時、膝つきあはして會合すると、同じ家で多年共に生活し、同じ親に養はれて楽しく暮した時の思出が泉の如く湧出て、思はず知らず、涙ぐむであらう。

二 かゝる間からであるから、兄弟は弟妹をいたは

協力一致

り、弟妹は兄姉を敬つて、よくその教に従はなければならぬ。兄弟が不和であれば、その家は必ず衰へ、兄弟がよく一致和合すれば家は必ず榮える。安藝の國內の小領主であつた毛利氏が、後に中國九州の十箇國を領有することが出来たのは、全く元就とその子隆元・元春・隆景がよく一致協力して助け合つたからである。親子兄弟の仲のよいのは、傍から見ても非常に氣持がよい。父母のいまさぬ後は、兄弟姉妹は皆助けあひ勵ましあつて家門の繁榮を圖るべきである。成長の後各居を別つやうになつても血縁は離れない。幸福の時には共に喜び、不幸の時は共に助けあはねばならぬ。一致協力して家門の繁榮を計ることは、亡き父母への

大なる孝である。幼少な頃は兄弟はよく争ふことがある。これは餘り親しみすぎて、少しの利害にすぐ腹を立てるからである。勿論成長と共に、かゝる兄弟喧嘩は必ず消失するものであるが、萬一成長後にも少しでも不和なことが起ると、親しい間からであるだけにその結果は恐ろしい。血で血を洗ふやうなことになる。馴れ親しむのは非常に善いことであるが、長幼の序を忘れてはならぬ。この序を亂すことがやがて不和をかもす原因ともなるのである。

豊後日田の儒者廣瀬淡窓の妹秋子あきこが十六歳の時、淡窓は重病にかゝり、一家の人々は皆力を盡して介抱したけれども、四年を経ても、なほ本復の様子がなかつた。秋子は大いにこれ

淡窓については本書巻一参照

廣瀬秋子



を憂へ、偶、日田永興寺に居つた豪潮律師について、我が一身を兄の身代りとして、病氣が本復するやうに父母兄弟に祕して祈禱して貰つた。この赤誠が感應したのか、それより兄の病は次第に薄らぎ、やがて全快した。秋子はその願が届いたので、尼となつて佛に仕へようとしたが、祖母が許さなかつたから、一時その望を中止した。その頃宮中に仕へてゐた女官風早局かざはやのが豪潮に歸依して佛門に入り、我れと志を同じうする伴侶を求めてゐたので、豪潮は局の下に秋子を仕へさせることを、その父母に勧めた。秋子は固より、一門にも名譽のことであるから、祖母父母も許したので、秋子は二十

歳の時、上洛して宮仕へした。局も大いに喜び、秋子と姉妹の契を結んだ。二年の後局は病にかゝつたので、秋子は朝夕その傍に侍し、衣帶を改める間もない程に看護に努めたが、その甲斐もなく局は永眠した。秋子は悲歎やる方なく、即日剃髮ていぱつして法名を慈等と稱し、宮仕を辭した。不幸にして局の病が傳染したのか、程なく秋子も局の後を追うて京都で客死した。淡窓にとつて秋子の悌烈は謝しても謝しきれない程であつたらう。秋子の墓を京都と日田とに營み、京都の墓には「孝弟烈女廣瀬氏墓」と題し、特に日田の墓には衷情ちゅうじやうを盡した碑文と詩を記した。

親族の交り

三 同じ祖先から分れた血族と、結婚によつて結びつけられた姻族とは、總稱して親族といはれ、家族を中心とした親密な間がらである。親族は一家族の大

さいものど考へてよい。血縁の遠近によつて、その間におのづから、ごく親しく親子・兄弟同様に交るものと、やゝ疎いものとの差別はある。しかしすべて親族の間は吉につけ凶につけ、互に相助け相慰めあひ、協同一致して一門の繁榮を圖るべきものである。兄弟が不和であれば、一家は衰へるが如く、親族が不和であれば、一門の繁榮を求めることが出来ない。多くの親族の中には、富めるものも貧しいものもある。富めるものが、その富に誇り、貧しいものが卑下して、親族間の交際が圓滑に行かないことは世間に少くない。まして富める親族に強ひて交りをあつうし、貧しい親族には努めて遠ざからうとするが如きは沙汰の限りである。

さりながらまた少し困ればすぐ親族の扶助を求め、やうなことは甚だ不甲斐ない話である。獨立獨行みづから立派な人となることによつて、親族間の交りも立派に果すことが出来る。これがやがて集合されて國民全體が協力一致する所以である。

○
埋火のあたりのどかにはらからの
まどるせし夜ぞ戀しかりける。 松平定信

第十三課 敬老の美德

一 祖父母は父母の父母であるから、父母に對すると同じ精神で孝を致さなければならぬ。祖父母は勿

祖父母への
孝養

論老境に入り、身體が老衰して、日常の起居動作にも不便なことが多い。しかしこの不自由の中にも、多年人生の戦に苦勞を積み、子孫の爲に艱難を嘗められた跡があり、としのばれるのである。感謝の念、尊敬の念が油然としておこらざるを得ないではないか。されば出來うる限り、老人の起居を慰め、つとめてその手助をするのが、祖父母に對する大なる孝道である。

二 我が老人を尊敬するならば、またおのづから他人の老いたる父母をも尊敬せずには居られない。電車や汽車など混雜する所で老人に席を譲り、或は勝手が分らないで困つてゐる時にこれを深切に案内してあげるのは美しい行である。まして白髮瘦身杖（ろうしん）にす

我が老人よ
り他の老人
へ

がつて道を行く老衰の人を見ると、敬意の外に深い同情の念も起らざるを得ない。孟子が「吾が老を老として以て人の老に及ぼせ」と説いたのは、まことに名言である。

或年の秋、大和の畝傍の停車場で、二つの列車が、奈良と王寺とへ同時に出發しようとしてゐた。一人の婆さんが大きい荷物を背に、どちらへ乗つたらよいか分らないので、まご／＼してゐた。その時驛へ駆けつけた一人の將軍が、深切にこの老婆に「お婆さん何處へ行きなされるのかね」とたづねた。婆さんは尙もよろ／＼しながら、「はい王寺へ行きます」と答へた。將軍は「王寺ならこちらだ、早く乗りなさい」と其の列車を教へてやつたが、老人であるし、荷物が大きいので、なか／＼すぐ乗込めない。將軍はわざ／＼老婆を助けて中へ入れてやつた。

老婆は涙を流さんばかりに喜んで、何度も頭を下げて禮を言つたが、將軍は「お婆さん、氣をつけなさいよ。」と言残して、今にも發車しようとする奈良行の列車に飛乗つた。老婆はやつと腰を下して、同席の人から今の將軍が乃木大將であることを聞いて、その深切に驚いたが、同車の乗客は皆、縁もゆかりもない老婆にまで深切を示す將軍の仁愛に感激した。

老人を敬へ

三 老人は一般に多年の經驗で人情に通じ、世故に長け、豊富な知識技能を備へてゐる。若い人々は元氣に満ち活氣に、富んでゐるけれども、經驗に乏しく思慮が足りないから、やゝもすれば無分別なことをする。老人は多年の經驗でよく考へて事を行ふから誤が少い。若い人々は常に老人の教を仰いで事を行ふのが過を少くするのに適切である。

樹木でも二百年三百年と霜雪をしのいで、亭々とそびえ立つ老木は一種莊嚴なものである。老人は生命に於ける勝利者であり、豊富な經驗の所有者であるから、國の寶と言つてもよい。我が國には昔から敬老の美風があつた。身分がほゞ似てゐる場合には老人を上座にするる習はしであり、橋の渡り初にも、老人夫婦が役を勤める。皇室・國家の御慶事には八十歳以上の老人に天杯や御酒肴料を下賜せられることが多い。子女を先立たせた老人はまことに氣の毒であるから、よく慰め勞るのがよい。ましてその子が皇國の爲、戦死したやうな場合は尙更のことである。

○

昭憲皇太后御歌

あふごとにすくよかなりといはるゝが
おいたる身にはうれしかるらむ。

第十四課 從順

從順の徳

一 父母・祖父母に仕へて孝を盡すにも、兄弟に仕へるにも、先づ第一直接に大切な道は從順である。學校に通つて先生の教育を受けるにも、また從順の道が大切である。

父母・祖父母に仕へて不從順であり、兄弟に對して我がまゝであつたならば、たとひ、いかに學力が優秀であらうと、他に種々の長所があらうとも、その人は尊敬す

從順と卑屈

る値打のない人だと言つて差支がない。口答をしたり逆つたりする人は、他に美點があるやうでも、正しい孝行が出来ず、孝が出来なければ忠も行へないから、その美點は大體に表面だけの美點、もしくは偽の長所に陥つてしまふものである。

二 若い人々の中には從順を卑屈・怯懦のやうに解する人があるが、これは甚だしい誤解である。從順は正しく道を行ひ、徳を磨く方法である。孝を行ひ、忠を致す方法である。家庭では子供が、學校では生徒が從順にして居れば、家庭も學校も平和親睦となる。かりに子が親に、弟妹が兄弟に、妻が夫に、召使が主人に從順でなかつたら、一家はどうなるであらう。不從順で我

がまゝ勝手に振舞ふのは、一時は愉快かも知れないが、かゝる家には平和も親和も従つて又繁榮もないから、かやうにして子も弟妹も妻も召使も遂には不幸の淵に沈むばかりである。學校で生徒が従順でなかつたら、どうして教育が行はれよう。教育が立派に行はれなかつたら、もはや魂のぬけた建物たるに過ぎぬ。

三 従順は道を行ひ精神の修養をする最良の方法である。然るに若い人々が、やゝもすれば不従順に陥りがちなのは何故であらうか。我々も屢々この不徳を犯して來た。その點を一度はつきりと反省したいものである。不従順となる第一は父母兄弟や先生の長上たることを忘れ、對等の人のやうに思ひ違をしてる

不従順の原
因

るのである。理窟の上では目上たることをよく知つてゐるが、親しさの餘り、つい馴れてしまつて同等の間がらのやうな氣持となり、氣まゝが出るのである。勿論、親子兄弟の間は天成の血縁であるから他人行儀の冷い中ではないが、親しさに馴れすぎ甘えすぎると、つい埒を逸して不従順になり易い。殊に兄や姉に對しては一層不従順の態度になりやすいから、しばしば喧嘩口論となつて父母の心を傷める種となる。

父母に馴れすぎ子としての禮を失する場合、假りに地位をかへて主人と召使の關係に立つと考へて見るがよい。この場合に、召使は決して口答や不従順を許されない。親子關係は血縁であり、主人と召使とは雇

傭ようの関係であるから、親しみの點に大なる差があるけれども、目上・目下の関係は同じである。もし親に對し口答を言ひかけたり、言附に背くやうな氣分が起つたりしたならば、目上であるといふことをはつきり思ひ返して見るがよい。さうすれば必ず口答も違背ちがいも消え去るであらう。

第二に不從順の起る原因を考へて見ると、不從順な時はきつと親の言はれることが無理だとか、間違つてゐるとか、時代後れだとか、考へてゐる時である。かゝる考が起る時は、十分に自分の考が正しいか否か反省して見る必要がある。固より父母にも過もあり、考へ違がないとは言へないけれども、我々子供に比べては

遙かに豊富な經驗を持つて居られる。故に十の中八九まで親の方が正しい。子供から眺めて正しくないやうに見えても、廣く世の中全體から見れば父母の方が正しいものである。かりにどう考へても親の命令が無理だ、誤があると考へられる時でも、すぐその場で父母に反對を述べることがなく、時日を経てから父母の機嫌のよい時に我が顔色を和なごめて自分の考を述べて父母の反省を求めるのが、良い方法である。

先生に對し、兄弟に對する時も同様である。

○ 昭憲皇太后御歌

人はたゞすなほならなむ吳竹の

世にたちこえむふしはなくとも。

第十五課 報 恩

四 恩

一 我々は一家では父母の恩、祖先の恩、學校では先生の恩及び頗る大きい國家の恩、皇恩等數限りない恩を受けて、無事安全に生活もし勉強もしてゐる。その上朋友・近隣・社會等からも洪大な恩を受けてゐる。然るにあまり受ける恩が大きすぎ、近すぎて、これらの恩を却つて、はつきりと意識しないほどである。君國の恩は極めて大きい恩であるが、うつかりしてゐると、大きすぎるので却つて明瞭にその大恩を感じないやうになる。また我々は一切の衣食住などの必要品を社

會から受ける。金をまうけるにしても、まうけさせるのは社會の恩である。更に我々の周圍から空氣・水を除き、日光を取去つたらどうであらう。我々は五分間も生命を保つことが出来ない。それほど大恩ある空氣や水や日光を何とも感じないで、平氣で暮してゐる。佛教ではこの天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩を四大恩と言つてゐる。これらの恩を受けて我々は無事に今日まで生存し成長することが出来た。恩は命の親である。

我々は一分一秒も恩から離れてゐないのであるから、一分一秒も恩を忘れてはすまぬわけである。俄雨に傘を借りるのは一時の恩であり、道に迷うて道を教

へて貰つたのは、一旦の恩であるが、それでも忘れては道に背く。況んやこれらにまさる大恩を忽せにしては、甚だ道に外れることになる。子が親の恩を、妻が夫の恩を忘れたら、どうであらう。家庭は破壊されてしまふ。我が國民は古來色々の立派な特色を持つてゐるが、感恩の情に深かつたことは、その中でも美しい特色の一つである。物につけ事にふれて、「有難い」とか「たじけない」とかいふ言葉が非常に多く用ひられるのも、その爲である。それ故、生命のない物にも報恩の行をする事が多い。雛祭には玩具に對する謝禮、針の供養には裁縫に使つた針に對する謝禮の意味が含まれてゐる。古來陰曆十一月八日に鍛冶屋が家々で行

報謝の心を
大にせよ

ふ、輔祭は鍛冶職の守護神たる稻荷神を祭ると共に輔の勞を謝する意味もこもつてゐる。

二 恩を受けてゐながら、その恩人から少し叱られたりすると、小さい叱責を過大視して、大恩を忘れてしまつたり、恩人から與へられる金品が一時少いと、その恩を忘れて恩人に不平を懷いたりする者がある。その上、今日教育を受けたと稱する者の中に報謝の心の薄いものが少くないのは憂ふべき事實である。叱責も我々を良くする爲の深切から出たのであれば、感謝すべきであるのに、それを怨んだり不服を言つたりするのは、甚だしい心得違である。況んやかつて自分が困つた時に恩を施してくれた人が、後に貧しくなつた

報恩の道

のを知らぬ顔をして救はないやうなのは禽獸にひとしい所爲である。

三 恩に報いる方法は色々ある。口で謝禮を言つてすむこともあらう。物品を贈る場合もあらう。その他寒暑の奉伺を怠らず、吉凶の慶弔を忘れないのも、その方法である。もしそれ親や舊師に對する最も適切な方法としては、よく教を守り、身體を強壯にして道を行ひ、身を立てて、名を顯すことであり、皇室・國家に對しては、平時戰時を問はず、忠君愛國の道にいそむことである。忠義な心掛の武士は君恩を重んじ、その爲にいつでも命を捨てる覺悟を持ち、また一旦事があれば潔く忠義の爲に討死したのである。元來恩といふ

圓山應舉



ものは、金品を贈つて返禮すれば、それで全部の報謝を行ひ終つたといふものではない。よしやその身分によつて金品を贈ることが出来なくても、一生感謝の心を失はないといふことが報恩の第一義である。

山陰線で京都から約五時間ほどかゝる香住町に大乘寺といふ寺がある。俗にこれを應舉寺といふ。寺の正面本殿に圓山應舉の麗筆になる松に孔雀の立派な襖畫があり、次の間はやはり應舉の名畫で、芭蕉の葉を相手に子供が遊んでゐる愛らしい畫を以て飾られ、その隣室にも應舉の作品として氣高い優雅な山水の繪が見られ

る。なほこの寺院の部屋といふ部屋、すべて七室ばかりの襖や欄間は應舉の子息や高弟十二三人の苦心の繪畫で飾られてゐる。これには次のやうな美談がある。曾て密英といふ和尚が、まだ應舉の若い頃、若干の金錢を與へてその修業を助けたことがあつた。後に至り、密英がこの寺を再建した時、應舉は京都から三回も子息門人を連れて來て、報恩の爲にこの寺に多くの名畫を遺したのであつた。

第十六課 明朗な心

心の疵

一 親に口答をしたり、人に偽を話したりすると、後で必ず、心の中で人知れず苦しむものである。寶玉に疵がある、と寶石の價は下る。同じやうに、人に見せられぬ心の疵がある時は、その人の缺點である。

恥づべき事
と恥づべからざる事

心の疵はなか／＼取去りにくい。顔に墨がついても人が忠告してくれるし、自ら氣がつけば洗へばすぐ取れる。心の疵はとれにくいのみならず、やゝもすれば増大しやすい。洗面器で顔の墨を洗ふやうに簡單には消えない。故に顔の墨より心の汚れの方が恥として大であるが、多くの人はさうは思はないで、心より顔の方を重んじてゐる。

二 心を爽かにするには明快にして表裏のない汚れぬ心を持つやうに努力することであるが、その外に尙、恥づべからざることを恥ぢないことに注意すべきである。人は恥を忘れてはならぬ。恥を忘れると悪行をも平然として行ふ。しかし恥づべからざること

を恥ぢるのは愚かなことである。この誤が世の中に可なり多い。中にも衣服食物の悪いのは恥ぢてはない。論語にも「士道に志して悪衣・悪食を恥づる者は與に議るに足らず」とある。學問をはげみ徳器を成就せんとするものが、修養以外のことに心を奪はれては宜しくない。本當に修養を積んでをれば、良くない服装をしてゐても人は尊敬する。いかに良い服装をしてても悪人には誰れも尊敬を拂はない。

三 次に氣を附けるべきことは人を妄りに羨み妬み或は憎まないことである。學業成績のよい友、品行のよい友、健康のすぐれた友に負けぬやうに、己れも努力して學業成績や品行や健康を立派にするのは、正し

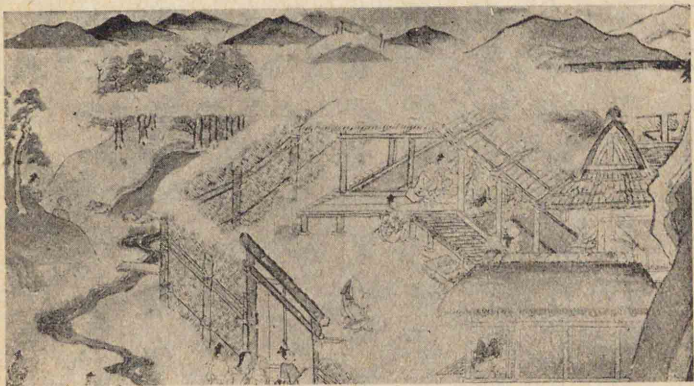
羨み妬むな

今日の事は
今日の中に

い競争である。これに反し、己れは何等奮發努力をすることなくして、人のすぐれた學業や行狀を見聞して腹を立てたり、憎んだりするのは、非常に賤しい汚はしい心ばへである。正しい競争に心を費すのは心を晴れやかにするものであるが、人を妬み憎む心は、己が心を傷ひ焼き亡す原因となるものである。また不義惡行を憎むことは正しい。しかし人の善を喜ばず、人の名譽を憎むが如きは、邪な心である。かゝる羨み妬み或は憎む心が斥けられなければ、心は明朗にはならぬ。

四 第三に心を晴れやかにするには、己が務となつてゐる事に少しの怠惰をも許さないことである。しなければならぬといふ氣持が残つてゐると、いつも心

親鸞の説法



が不快である。今日の事は必ず今日の中になし終へるやうに努力せよ。すべき事を悉く整理してなし終へた時の心のすがくしさは誰れも知つてゐるであらう。明日ありと思ふ心の仇櫻夜半に嵐の吹かぬものは。といふ歌は親鸞の歌と傳へられる。この歌のやうに、明日を頼まず、今日の事は今日の中にすましておく心掛を忘れなければ、人は夜寝る時に、ゆつくり心を休めて眠ることが出来る。まだ

無益の心配をするな

明日もある、明後日もあるといふ心を持つて仕事を延ばしてゐる人は、いつも心の底にうす暗いわだかまりを抱くものである。

五 心を晴れやかならしめるもう一つの方法は、無益の心配をしないことである。昔、支那に杞といふ國があつた。その國の一人の男は、天が落ちて來たならば、どうしよう。と心配したといふ話がある。人は自ら心に咎めるやうな事を行はず、質素簡易な生活に甘んじてその上に自分のなすべき務を熱心に行つて居れば、人たる道は盡せたわけであるから、それ以上の事はもはや人力の及ぶ所ではない。運命に任さなければならぬ。この事を「人事を盡して天命を俟つ」といふの

である。人力の及ばぬ事をやきもきする者は杞の愚人の憂を笑ふことが出来ぬ。同じ汽車に乗つて同じ目的地へ行く二人の客がある。一人は早く目的地に着きたいと、汽車の中でもじくして落着かない。他の一人はのんきに景色を眺めたり、ゆつくり新聞を讀んだりしてゐる。しかし急ぐ人が早く着くわけでもなく、落着いた客が遅く着くでもない。盡すべき事を盡した以上は妄りにあせつても無益である。

明治天皇御製

さしのぼる朝日のごとくさわやかに
もたまほしきは心なりけり。

第十七課 時の尊重

少年老い易し

一 我々が道を行ひ、學を修め、己が職業を十分に果さんが爲には、一刻も油断は出来ない。人生は長いやうで短い。しかも人の行ふべき道や學や職務は、無限に宏大である。ぐづぐづしてゐると、思ふことの一部も出来ずに老境にはいつてしまふであらう。光陰は實に矢の如く、瞬またく間に過ぎ去る。永い一生と思つて、ともすれば若い人々は油断してあたら春秋を浪費してしまふ。若い時代には、誰れも皆人生の前途に大なる目的を抱き希望を懐いだいてゐるが、時を惜んで勉勵しなければ、後に悔いても取返しのつくものではない。

時は生命の
一部

二 實に時の特色は一度過去ると再び反復することの出来ない點にある。金錢珠玉は一度失つても、またこれを得ることが出来ないものではない。しかし時は決して二度と歸つて來ない。滿十四歳の今年は我々の一生中に再び有るわけはない。今日の一日が暮れると生命が一日減じたわけである。いかなる人も自分の生命を金で賣る人はないであらう。だから生命の一部たる時は金錢以上に貴いわけである。一寸の光陰も輕んずることが出来ない。昔支那に禹といふ聖人があつた。禹は聖人であるけれども寸陰をも惜しんで國のために働いた。我々凡夫はまさに分陰を惜しまなければなるまいと言つた人がある。古

善は急げ

來の偉才英傑は皆僅かの時を惜しみ、規律正しく苦學勉勵したから、後世偉人英傑と仰がれるやうになつたのである。

三 善は急げといふ諺がある。よく思案を廻らし、て現在従事する學問・職務や仕事にとつて最も良いと思はれる方法や手段を考へてこれに努力を集中し、その外は打捨てても、ひたすら大事なことを専らとすべしである。どれもこれも捨てまいと思へば、一事も成功しないであらう。生徒は生徒の仕事を一途に追ひ求めるのがよい。多くの人が成功せずして一生を無爲に終るのは、目的を心にかげながら、のんきに思ひ怠り、先づさしあたつたことから行はうとして、目的に關

係のないことに日を送るから結局目的を達しないことになる。生徒であつて、同時に遊藝に心を奪はれた



林羅山

り、今から將來の職業を心配したりするのは無駄である。或目的を達するには脇目もふらず、一心不亂にその方へと邁進しなければならぬ。それには毎日、日課を定めて一歩々々確實に進行するのがよい方法である。

江戸時代の初に出た大儒林羅山は寸陰を惜んで勉強した人である。かつて或年の大晦日に學友の菅得菴が來て「私は

まだ通鑑綱目を讀んで居りません。明春になつたら、私の爲に講じてくれませんか。」と依頼した。羅山は承諾したが「何も正月まで待つことはない。今日から早速始めよう。」と言つた。「年の暮だから忙しい時です。正月になつて心が落着いてから願ひます。」と言つたが、切に學ぶ希望があるなら、何も正月まで延期する必要はない。」と勸めて、大晦日の晩から講義を始めたさうである。

集會約束等

四 我が國では約束の日時を守らなかつたり、集會の時間を守らない悪風がある。自分の學業に寸陰を惜んで勉強するのが、良いとわかるならば、人を空しく待たせたり、時間を浪費させてはならぬ。もし汽車が時間を妄りに間違へたら、運轉系統が狂ひ、多くの人を

困らせるのみならず、思はぬ災厄が起るかも知れない。天智天皇が大津宮に於て水時計を製造させて、正しい時刻を人々に知らしめられたのも、まことに尊い大御心に本づくことと拜察される。

第十八課 公德心

幼稚な公德心

一 人は他の多数の人々と共に社會を組織し、集團的に生活してゐるのであるから、時間以外のことでも他人の迷惑となり、他人をして不快を感じしめるやうなことのないやうに心掛けて、相互に氣持のよい社會生活を営みたいものである。

然るに我が國では、家族・親族・知人や近隣の間では非

公德の發達せざる理由

常に親睦であり、お互に氣持のよい集團生活を作るやうに努力してゐるが見ず知らずの他人との間に於ては、とかく無作法になりがちである。知人・親戚の庭に下りて、樹枝を折るものはないが、個人の所有でない公園や街路の樹木は大切にしない。個人の本を借りた時は大切にするが、圖書館の本を借りると丁寧に取扱はない。自分の家や道具は大切にするが、公共の建物や器具は大切にしない。とかく人の迷惑を顧みない行が我が國では少くないのである。

二 「旅の恥はかきずて」といふ悪い諺があつて、遠足や旅行先などでは無作法なことをしても、あまり意に介しない悪習がある。旅行を愉快にすることは結構

なことには違ひはないが、旅行する先々に他の同胞が住んでゐることを、我々は決して忘れてはならぬ。然るに辨當がらや紙屑を所かまはず捨てて土地を汚したり、野山を飾つてゐる草木を遠慮もなく折つて風景を害したりするのは、他人の生活を害し、社會の損害を顧みない振舞である。十分に知合つてゐる間であれば、決してしないことを、公衆の間に入ると、行つて憚らないといふのは、知合つてゐる間ではすぐ非難を受けらるから、差控へておくが、公衆の間では直接誰れからも非難されないから、敢てするといふ、極めて陰險にして卑怯なやり方である。古來明朗にして快活であつた日本人として、まことに歎かばしい缺點である。

我が國では明治維新まで數百年の間封建制度が行はれた。小さい區域に諸大名の封土が分割され、藩毎に孤立した社會生活が營まれてゐた。士民は共に住居がほゞ固定し、知合つた人だけで集團を作り、知らぬ人と接觸することは少かつた。物を買ふにも面識ある店のみで買つた。故に廣い範圍にわたる公衆道徳はさほど必要でなかつた。今は交通が發達し、社會生活が複雑となつた上に、教育や業務の爲に移轉し、旅行する必要も増加し、體育の爲に遠足する人も多い。従つて昔はさほど必要でなかつた公徳が、今日では頗る重要となつた。しかしこの社會的變動に應ずる道徳的發達がまだ十分でないのは甚だ遺憾であると言は

権利の濫用

ねばならぬ。

三 汽車・電車には賃金を拂つて乗る。賃金を拂つてゐるからと言つて、他の迷惑を顧みないのは、やはり公德を破るものである。客が少なければ荷物を座席に載せても、無賃の子供を座席に掛けさせてもよい。客がこむ時は荷物は膝の上か、網棚かに置くべく、無賃の子供は膝の上に乗せるべきである。然るに立つてゐる客のあるに拘らず、往々二人前の座席を一人で占めて荷物を座側に置いたり、甚だしきは座席に長々と寝そべる人もある。此等は論外であるが、たとひ一人分の座席だけに腰をかける時でも、自分が荷物を持たないか、または荷物が軽いならば、荷物の多い人や、老人

女子・子供に席を譲るべきである。賃金を拂つてあるからと言つて、超然として人の困難を看過すべきものではない。

もう一つ、我々は上水道の放水栓について考へて見よう。上水道には料金さへ拂ふならば、幾ら使はうと、我が権利を正當に行使してゐるのだと解されやすいが、これも誤である。必要なことに使ふのは差支のないことであるが、必要以上に濫用したり、使つたあとで栓をよくねぢないで水の出るのに任せたりする結果はどうなるか。上水道の貯水は無限ではない。一部の人が濫用すれば他の多数の人が迷惑するのは明かなことである。殊に夏期は一般に水を多く使ふ時で

あるから一層に注意しなければならぬ。

第十九課 戊申詔書(一)

國力の發展

一 我が國は七十年前に鎖國の夢から醒めて、列國と交りを修め、明治維新から天皇御親政の御代となつたが、當時は國力が今日のやうに強大ではなく、歐米諸國と對等の交際が出来ない程であつた。しかしその後、汝々として國力の發展を圖り、内は制度を改革し、立憲政治を布き、法典を編纂し、軍備を擴張し、教育を充實し、實業・交通を發達させ、外は國境を南北に確定し、條約を改正して治外法權を撤し、關稅の自主權を確立することが出來た。その間東洋の平和を維持する爲に、隣

日露戰役後の國情

邦支那と戰を交へ、またロシヤとも干戈の間に見えたが、幸に、常に連戰連勝の勢であつたから、俄かに我が國光は揚り、殊に日露戰役の後には世界の一等國となり、諸強國と大使を交換し、列國の中で重んぜられ、殊に東洋及び北太平洋の外交界の中心として活動するやうになつた。これは明治天皇が勵精治を圖り給ひ、國民が忠君愛國の誠心を盡して努力した結果であることは申すまでもない。

二 かく國威の揚ると共に帝國の國際上の責任は益々重くなつた。日露戰役後軍備は大いに擴張され、樺太及び關東州の經營が始められ、鐵道は國有となつたので、戰爭により莫大の費用を使つて、國民の負擔が非

常に多くなつた上に、戦後の經營のため、更に巨額の費用を支出しなければならなかつたから、財政は著しく困難となつて來た。されば國民は皆相誡めて大いに勤儉力行して國力の培養を計るべき時であるのに、徒らに戦勝の光榮に馴れて、奢侈遊惰に流れ、人心は浮華に陥り、戦時に舉國一致した緊張の精神はゆるみ、堅實の風が失せ去らうとする傾向であつた。

戊申詔書御下賜

三 明治天皇は深くこの時弊を御心配になり、畏くも次のやうに御製を詠せさせられた。

ともすればうきたちやすき世の人の

心の塵をいかでしづめむ。

叡慮のほどまことに恐懼に堪へぬ次第である。

かくて明治四十一年十月十三日畏くも詔書を下して、この弊風を戒め、國運發展に關する永遠の道をお示しになつた。歳の干支により、戊申詔書といふ。今日はその當時から約三十年も隔たつてゐるが、我が國內外の情勢は益國民の奮勵を要するものがある。我々はこの詔書を拜讀して、天皇の有難い思召を拜受すると共に、大いに奮發努力して聖旨に對へ奉らねばならぬ。次に謹んで詔書の御趣旨をお伺ひしよう。

第二十課 戊申詔書(二)

一 謹んで按ずるに、この詔書は三段に分けて解し奉ることが出来る。第一段で益國交を修むべきこと

世界の大勢

を仰せられた。世界の文明は日に月に進歩して一日も停止しないが、それは一國一人の力によつて出来上つたものではなく、衆人の智を集め、何代も繼續し、國から國へと相互に移植し、輸入した結果である。物質的文明に於ては、有無相通じて共に厚生利用の道を圖るべきであり、精神的文化も廣く傳へて益發達を圖るべきものであるから、東西相倚り相助け、彼我相交換して、福利を共にするのが、利益も多く、かつ共存共榮の思想にも叶ふものである。

二 第二段に於ては、國運發展の道をお諭しになつた。個人に於ても何か事を成し遂げようとすれば、先づ健康を維持増進しなければならぬ。一國に於ても

國運發展の道

その通りであつて、外は列國と交つて、妄りに外からの侮りを受けず、完全なる獨立の體面を保ち、内は文化をよく發達させて、海外にまで發揮し、また他國から輸入した文明の惠澤に與るには、國力が貧弱では不可能なことである。

今日我が國は強國の中に伍し、軍事の方面に關しては、その勇武の精神に於ては世界第一であるが、國防上の整備に就いては尙これを充實する必要もあり、尙國力の内容は必ずしも安心が出来ぬ。教育、學藝、經濟、産業、交通等、諸般の事に於て、改善を要し、發達を圖るべきことが少くない。今日の國勢を維持し、益國力の發展を計るには、緊縮すべきものは緊縮し、擴張すべきもの

は擴張しなければならぬ。それ故に宜しく上下一致協力して、忠實その業に服し、勤勉にしてたゆまず、儉約にして奢るなく、産を治め富を致し、信實と正義とを以て言行を純良にし、風俗を醇厚にしなければならぬ。然るに反對に虚榮虚飾を喜び、實力なくして有るやうに見せかけたり、僥倖射利を喜んで正業を厭ひ、着實勤勉の精神に遠ざかるやうな弊風が現れてゐるやうである。戊申詔書を下賜せられた頃もさうであつたが、今日に於ても猶この點に遺憾なことが多いやうである。荒廢怠惰の邪意、浮華輕薄の惡風を排斥し、進修自ら彊て息まないやうに勵まなければならぬ。一念こめて矢を放てば石にも立つた例しがあるではないか。

皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡

三 第三段では國運發展の本についてお述べになつた。此等の道の手本を外國に求める必要はない。既に卷の一で學んだ如く、御歴代天皇が御みづから道を實踐して、國民に手本を示し給ひ、代々の國民は擧つて忠誠を盡し、畏れ多くも天皇が道に勵み給ふ大御心を奉體して怠ることがなかつたのであるから、この皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡中にある教訓とをよく恪み、よく守り、奮勵努力すれば國運はおのづから發展するに違がない。

明治天皇は内外の形勢かくの如き時に當り、特に臣民の協力翼賛に依頼し、益明治維新の皇猷を擴張し、皇祖皇宗の御威徳を對揚するやうにと、いと御懇切に望

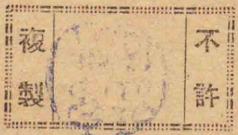
ませられたのである。皇とは大の意、猷とは謀の義であつて、大きい謀を意味する。對揚とは目上の意志に答へ、これを宣揚することである。古來、我が國民は皇祖皇宗の御威徳によく對揚し奉つた。我々現代の日本人たるものは常に懈怠なく、皇祖皇宗の御威徳によく對揚し奉つて、明治天皇の聖旨を奉體しなければならぬ。

昭和女子修身訓 四年制用 卷二終

昭和三十三年十二月六日
文部省檢定
 高等女子學校修身科用
 實業學校修身科用

昭和三十三年十月九日 印刷
 昭和三十三年十月十四日 發行
 昭和三十三年十一月二十七日 訂正再版印刷
 昭和三十三年十二月一日 訂正再版發行

昭和女子修身訓
 定價 各卷 金四拾五錢
 四年制用



著作者	小西重直
發行兼印刷者	永澤信之助
印刷所	京都市下京區西洞院通七條南入 内外出版印刷株式會社

發行所

永澤金港堂

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四百六番地

電話 二二三三
 振替 京大 二二二二
 東京 九八〇二
 大阪 二二二二
 京都 二二二二
 東京 九八〇二



丸橋実女

二年

西白井千鶴子

広島大学図書
0130449295

